

● 札幌市動物愛護管理推進協議会について

1 設置について

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例第 28 条に基づき設置する附属機関であり、動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議するため、札幌市が推進する計画・施策への意見、評価等を行う機関である。

2 協議会の構成

札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の構成委員（学識経験者、動物関連事業者、関係団体、公募市民）を基本とし、多方面の有識者等を加えることとした。

3 協議会での審議・議論を予定している内容

- ① 札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）（数値目標等を含む）の策定について【付議事項】
- ② 動物管理センターの機能強化について（動物愛護センター新設や新たな機能について）【付議事項】
- ③ 動物の愛護と管理に関する施策の推進についての評価・助言・提案等

● 札幌市動物愛護管理推進協議会の条例等における位置づけについて

(1) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（札幌市動物愛護管理推進協議会）

第 28 条 市長の諮問に応じ、動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議するため、札幌市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があると認める場合は、第 2 項の委員のほか、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 協議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(2) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

第 3 章 札幌市動物愛護管理推進協議会

（会長及び副会長）

第 15 条 札幌市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第 16 条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第 17 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第18条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第19条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第17条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第20条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（運営事項）

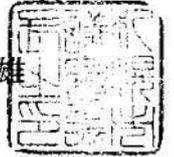
第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



札議第 1135 号
平成28年(2016年) 2月23日

札幌市長 秋元克広様

札幌市議会議長 鈴木健雄



採択された陳情の送付並びにその処理の経過及び結果の報告請求について

平成28年第1回札幌市議会定例会に付議した下記の陳情は、採択と決定したので送付します。
については、その処理の経過及び結果の報告を求めます。

記

陳情第8号 札幌市動物愛護センター新設に関する陳情

平成27年7月27日 署名追加
平成27年7月30日 署名追加
平成27年12月2日 署名追加
平成28年2月2日 署名追加

(写)

陳情第8号



札幌市動物愛護センター新設に関する陳情

平成27年6月29日 受理

厚生委員会

平成27年7月9日 付託

提出者

北海道夕張郡長沼町西1線北15番地

認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会

代表者 代表理事 稲垣 真紀

署名者 ~~30, 365人~~

~~52, 019人~~

~~52, 537人~~

~~55, 236人~~

60, 591人

(要旨)

様々な年代の人が利用できる市民の交流の場となるような、動物の愛護や福祉を通じて子どもたちに「命の教育」ができる札幌市動物愛護センターの新設を要望します。

(理由)

近年、私たちの生活環境は大きく様変わりし、人々の価値観もモノの豊かさから心の豊かさへと変化してきました。少子高齢化、人口減少が問題となり核家族化が進み、ペットが心に安らぎや潤いを与えることから、愛玩動物に対するニーズや位置づけは益々高まってきています。一方で、さらなる高齢人口の増加に伴い、動物の適正飼養が出来ない人がさらに増加することが予想され、学校や家庭教育においては、子どもたちが命の尊さや大切さを学ぶ機会も多くありません。

平成25年度の動物愛護管理法の改正により、動物愛護センターの役割は大きく変わろうとしています。しかし、現在の札幌市の施設では、業務が2か所に分散されているうえ、保護されている犬や猫の収容施設である福移支所は郊外に設置されていることから、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況です。また、市民が気軽に立ち寄ることの出来る施設ではないため、殺処分される施設との暗いイメージは払しょくされていません。

こうしたことから、現在の施設が新たな役割を担うのは到底無理で、将来の展望も持てません。殺処分機のない動物の愛護と福祉に配慮した施設にすることは、子どもたちへの「命の教育」にも繋がり、子どもから大人へも社会全体を豊かにします。そして何よりも、道徳観や倫理観を与えることのできる施設はお金には換算できない大きな力を札幌市民に与えてくれます。動物の愛護や福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民の参加・協力により無限の可能性が生まれる官民が協力しやすい施設、このような施設がこれからの時代には望まれます。

そして、動物愛護センターが、札幌市の倫理の成熟度を示すバロメーターになる施設の1つであることは言うまでもありませんが、現在の動物管理センターでは十分な機能を有する施設とは言えません。札幌市が国際都市をうたうのであれば、動物福祉も世界水準にすることは必須です。札幌市は平成27年度から平成28年度にかけて、「(仮)札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」の施行が予定されていると聞いています。この条例を適切に運用していくためにもハード面での見本となる施設が必要です。実現すれば、動物の愛護や福祉が推進されるだけでなく、地域の活性や住民の交流のあり方、官民が共助するあり方について、北海道を初め他の自治体の良き手本となるに違いありません。

札幌市に1日も早く動物愛護施設が新設されますよう、要旨記載のとおり陳情いたします。